

NCC認定登録愛護団体等募集要項

1 目的及び趣旨

にゃんがたセンタークリニック猫の不妊手術専門病院（以下、「NCC」という。）は、以下に該当する猫の不妊手術を行うことにより、官民連携、多機関連携によって不幸な猫が生まれることを防止し、「人と動物の共生する明るい社会」の実現を目指すことを目的とする。

この目的を十分に理解して、共に目的を達成するために、一般社団法人新潟県動物愛護協会（以下、「協会」という。）は、対象となる猫のNCCへの手術申込みを適正かつ円滑に実施できるような団体または個人を「NCC認定登録愛護団体等（以下、「認定団体等」という。）」として募集し、認定登録するものである。

2 NCCで手術を行う猫の条件

- (1) 新潟県内に生息する野良猫の多頭飼育問題又はそのおそれがあるもの
- (2) 新潟県内に在住する飼い主のいる猫の多頭飼育問題又はそのおそれがあるもの
- (3) 生活困窮者の飼い猫

3 応募条件

- (1) 新潟県内で活動していること
- (2) 活動状況及び財政状況について、求めに応じ適正な報告をすること
- (3) NCCの目的達成のために行政及び地域と協力すること

4 応募、審査、登録及び公表

認定登録を受けようとする団体又は個人は、別紙「NCC認定登録愛護団体等申請書」を協会に提出する。

協会が受理した後、NCC運営委員会が面談及び審査を行い、適正であると認めた場合に認定団体等に登録し、協会のホームページに公表するものとする。

5 認定団体等の実施内容

認定団体等は、管轄する行政機関と共に現場確認し、又は必要な情報を共有することにより、2のNCCで手術を行う猫の条件を満たしていると認知した事案について、手術申込書を協会に提出して、不妊手術の申込みを行うこと。

認定団体等は、NCCで定める料金を、協会の請求に従って支払うこと。

6 報告義務

認定団体等は、手術日ごとに、「NCC実施報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

7 登録抹消

協会は、認定団体等が、認定団体等として相応しくないと認める場合には、認定団体等の登録を抹消することができる。